

堺個審答申第100号
(答申第135号)
令和3年3月24日

堺市長 永 藤 英 機 様

堺市個人情報保護審議会
会 長 矢 口 智 春



答 申

令和3年2月18日付け堺感対第25159号で諮問のありました下記諮問案件について、別紙のとおり答申します。

記

審議案件	結核服薬DOTS業務の訪問にかかるkintoneの導入について
分 類	条例第9条第1項【電子計算機処理の制限—新規事務の事前審議】 条例第9条第3項第2号【センシティブ情報の電子計算機処理禁止の原則の例外】
担 当 課	健康福祉局 健康部 保健所 感染症対策課
審 議 日	令和3年2月18日 (第185回) 令和3年3月18日 (第186回)

審 議 結 果

1 審議会の結論

堺市長が令和3年2月18日付けで堺市個人情報保護条例9条1項及び同条3項2号に基づき諮問した「結核服薬DOTS業務の訪問にかかるkintoneの導入について」は、本件システムにおいて取扱う結核患者データが、極めてセンシティブな情報であり、漏えい等が起これば患者の権利利益の侵害及び行政の信用失墜につながることを十分認識のうえ、以下の留意事項を遵守するとともに、個人情報の保護に万全の措置を講じることを条件に承認する。

2 留意事項

- (1) 職員にモバイル端末取扱いにあたっての遵守事項（以下「遵守事項」という。）を徹底させること。
- (2) モバイル端末機及びkintoneのログインに係る各種パスワードの入力ルールについて、より安全性の高い手法で実施すること。
- (3) 遵守事項に定められた方法以外での不適切な取扱いを防止するため、抜き打ちによるログ監視等、遵守事項の定めが形骸化しないための方策を講じること。
- (4) 本件システムについて、効果検証を行いながら、問題点や課題等への対応を検討するとともに、それらの対応内容については、検討結果がまとまり次第、当審議会に報告すること。